

公 示 第 5 5 号
令和 7 年 4 月 2 4 日

業 者 各 位

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長 中村 恵一
(公 印 省 略)

公 示

入札及び契約心得の一部を、別添のとおり改正しますので、お知らせします。

添付書類：新旧対照表

改 正 後	改 正 前
入札及び契約心得（地方調達） 別紙様式第 1 3 委託契約条項 第 1 条～第 3 3 条 [略] （知的財産権等の定義） 第 3 4 条 [略] 2 ～ 4 [略] [項を削る。] <u>5</u> この契約書において「乙の固有の技術資料」とは、甲に知的財産権が帰属しない技術資料（乙が第三者から提供を受けた技術資料を含む。）のうち、新研究成果に該当しないものをいう。 [条を削る。] （知的財産権の帰属） <u>第 3 5 条</u> 甲は、<u>乙が次の各号、第 3 項及び第 4 項、次条から第 4 0 条まで並びに第 4 9 条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式 1）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利</u>	入札及び契約心得（地方調達） 別紙様式第 1 3 委託契約条項 第 1 条～第 3 3 条 [同左] （知的財産権等の定義） 第 3 4 条 [同左] 2 ～ 4 [同左] <u>5</u> この契約書において「研究開発等」とは、研究、開発、改良、設計（設計変更を含む。）、試験、調査及びその他の委託性のある業務をいう。 [項を加える。] （新研究成果の報告） <u>第 3 5 条</u> 乙は、この契約に基づく業務のうち、研究開発等であって、その履行に当たり甲の承認を得、甲と調整し、又は甲に報告することが、仕様書等で定められたものにおいて、新たに得られた新研究成果があった場合には、甲と調整の上、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない （知的財産権の帰属） <u>第 3 6 条</u> 甲は、<u>前条の報告後乙が次の各号、第 4 項、第 3 8 条から第 4 1 条まで及び第 4 9 条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式 1）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該</u>

を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第2号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

(1) 乙は、新研究成果が得られた場合には、遅滞なく、甲に当該新研究成果を報告する。

(2)～(5) [略]

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、又は前項の規定により知的財産権を乙から譲り受けないことを承認しない場合、乙から当該知的財産権（著作権法第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）を譲り受けるものとする。

3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権（著作権法第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）を無償で甲に譲渡しなければならない。

4・5 [略]

(乙に帰属する著作物の公表の承認等)

第36条 乙は、前条第1項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けなかった新研究成果の内容を、公表又は第三者に開示（口述によるものを含む。また、次条に規定する産業財産権の出願又は設定登録の申請に伴うものを除く。以下、この条において同じ。）しようとするときは、事前に甲の承認を書面（別記様式2）により申請しなければならない。この場合において、乙は、仕様書等の定めにより既に甲に報告したものを除き、公表又は第三者に開示しようとしている著作物を当該書面に添えるものとする。ただし、前条第1項に基づき乙が申請した際に確約した同項第2号又は第3号の規定に基づ

く権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第1号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

[号を加える。]

(1)～(4) [同左]

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、又は前項の規定により知的財産権を乙から譲り受けないことを承認しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲渡しなければならない。

4・5 [同左]

(著作物の取扱い)

第37条 乙は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された著作物（乙の固有の技術資料（乙が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）を除く。）について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

2 乙は、この契約の履行において生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、研究委託性のある請負契約による成果である旨を明示するものとする。

き、甲が乙に甲の指定する第三者への開示を求めた場合においては、既に当該甲の承認を得たものとして見なす。

2 乙は、前項の規定に基づく申請に対する甲の承認を得た後でなければ、前条第1項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けなかった新研究成果の内容を公表又は第三者に開示してはならない。また、乙は、当該承認を受けたからといって、他の契約条項の定めを免れ得るものと捉えてはならない。

3 前2項の規定は、既に当該新研究成果が公となっている場合及び乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を請け負わせた第三者に開示する場合において、適用しない。また、当該著作権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、第三者への開示が当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合であるとき、乙は、第2項の申請に替えて第三者に開示したことを遅滞なく甲に報告するものとし、甲による承認を要しない。ただし、開示先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

4 乙は、この契約の履行において生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、研究委託性のある請負契約による成果である旨を明示するものとする。

5 前条第1項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けなかった新研究成果の二次的著作物は、前条第1項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けなかったこの契約の新研究成果と見なす。

(乙に帰属する産業財産権の出願に係る承認等)

(産業財産権の出願に係る承認等)

第37条 乙は、この契約に係る産業財産権の出願又は設定登録の申請を行う場合は、事前に書面（別記様式3）により甲の承認を申請しなければならない。この場合において、乙は、出願又は設定登録の申請を行おうとしている発明等の内容について報告する以下の各号に掲げる資料（ただし、秘密等を含まないものに限る。）を当該書面に添えるものとする。

- (1) 特許出願の場合は、発明の概要を説明する資料並びに特許法（昭和34年法律第121号）第36条に規定する願書、明細書、特許請求の範囲、図面及び要約書
- (2) 実用新案登録出願の場合は、考案の概要を説明する資料並びに実用新案法（昭和34年法律第123号）第5条に規定する願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書
- (3) 意匠登録出願の場合は、意匠の概要を説明する資料並びに意匠法（昭和34年法律第125号）第6条に規定する願書及び図面若しくは図面に代わる写真
- (4) 回路配置利用権の設定登録の申請の場合は、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第3条第2項に規定する申請書並びに同条第3項に規定する図面若しくは写真、説明書及び資料

2 甲は、前項に基づく承認の申請の内容が発明の特許出願である場合において、当該発明の内容が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第70条第1項に規定する保全指定を受けることを想定するのであれば出願を承認できると判断する場合、乙に対して同法第66条第2項前段の規定によ

第38条 乙は、この契約に係る産業財産権の出願又は申請を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願又は申請を行った後、遅滞なく産業財産権出願通知書（別記様式2）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項及び同規則様式第26備考23等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書（別記様式3）を甲に提出しなければならない。

る申出を出願とともにやり、同法第70条第1項に規定する保全指定を受けることを想定した特許出願を行うこと及び第5条第4項の規定に従うことに同意するか、書面にて問うものとする。

3 前項に基づく甲の問いに対し、乙が同意する旨書面にて回答した場合、乙は、甲の指示に基づき、内閣府・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する命令（令和5年内閣府・経済産業省令第5号）第2条第1項に規定する申出書その他必要な書類を作成し、甲に提出しなければならない。

4 第2項に基づく甲の問いに対し、乙が同意しない旨書面にて回答した場合、乙は、甲の指示に基づき、経済安全保障推進法第70条第1項に規定する発明に該当しないよう出願内容を修正し、それを甲に提出しなければならない。

5 甲は、必要に応じて乙に出願内容の修正を指示することができ、また、乙は、甲の指示に基づき出願内容を修正の上、その出願内容を甲に提出しなければならない。また、前項の規定に基づく修正を含め、乙が第1項の規定に基づき甲の承認を申請したときに添えた発明等の内容を修正し、それを甲に提出した場合には、甲は、乙が提出した修正後の発明等の内容を第1項の規定に基づく乙の申請に添えられたものとして取扱う。

6 乙は、第1項に基づく甲への申請に対する甲の承認を得た後でなければ、第35条第1項の規定に基づき甲が産業財産権を譲り受けなかった新研究成果に関する産業財産権の出願又は設定登録の申請を行ってはならない。また、乙は、当該承認を受けたからといって、他の契約条項

の定めを免れ得るものと捉えてはならない。

- 7 第2項に基づく甲の問いに対し乙が同意する旨書面にて回答していた場合において、乙は、前項の出願を行うとき、当該出願とともに第3項で作成した申出に係る書類を用いて経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行わなければならない。
- 8 乙は、第6項に係る産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項及び同規則様式第26備考23等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
- 9 第2項に該当する場合において、乙は、当該発明の内容を、経済安全保障推進法第67条第1項に記載された発明に該当する可能性の程度が高いものとして、適正に管理しなければならない。

（乙に帰属する産業財産権の出願後の
手続）

第38条 乙は、前条第6項に規定する甲の承認を得た出願又は設定登録の申請を行った場合には、遅滞なく、産業財産権出願通知書（別記様式4）を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前条第6項に規定する甲の承認を得た出願が経済安全保障推進法第67条第1項における保全審査に付された場合において、当該保全審査に付されたことの通知を受けたとき、その旨を甲に通知しなくてはならない。また、乙は、同条第10項に規定する書類の提出その他必要な措置を執らなければならない。

- 3 乙は、前項における必要な措置として、自衛隊（自衛隊法（昭和29

[条を加える。]

年法律第165号)第2条第1項に規定する「自衛隊」をいう。)を経済安全保障推進法第67条第9項第2号に規定する事業者として同項に規定する書類に記載しなければならない。

4 乙は、前条第7項に基づき経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行った場合において、同法第71条に基づく内閣総理大臣からの保全指定しない旨の通知を受けた場合は、速やかに、当該申出をした特許出願を取り下げなければならない。また、乙は、当該取り下げについて甲に通知しなければならない。

5 乙は、前条第6項に規定する甲の承認を受けた出願が経済安全保障推進法第70条第1項における保全指定された旨の通知及び同法第77条第2項における保全指定を解除した旨の通知を受けた場合、その旨を甲に速やかに通知しなければならない。

6 乙は、前項における保全指定された旨の通知を受けた場合、経済安全保障推進法の定めを遵守し、指定特許出願人として必要な措置を執らなければならない。

7 乙は、第5項の保全指定をされた場合において、甲が当該保全指定を受けた発明を実施したい旨を乙に通知したとき、甲に対する経済安全保障推進法第73条第1項ただし書きに規定する許可を得るための手続をとらなければならない。

8 乙は、第1項に係る産業財産権の出願又は設定登録の申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書(別記様式5)を甲に提出しなければならない。

(乙に帰属する技術資料の取扱い)

第39条 乙は、第35条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び

[条を加える。]

処分する権利を譲り受けなかったとした新研究成果の内容を、この契約書若しくは仕様書等に基づき提出する場合又は同項に基づき乙が申請した際に確約した同項第1号の規定に基づき甲に報告する場合において、当該新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。

- 2 第1項の規定における新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料に関係があるものに限る。）について、第43条第3項の規定を準用する。この場合において、当該規定により提出された新研究成果に関する技術資料については、第35条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けなかったとした新研究成果に該当すると見なす。
- 3 前2項の規定における新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料の甲による利用について、第43条第5項から第7項までを準用する。
- 4 第35条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けなかったとした新研究成果の内容を、乙が公開又は第三者に開示しようとするときは、第36条第1項から第3項までの規定を準用する。

（乙に帰属する知的財産権の移転）

第40条 乙は、この契約に係る知的財産権（その専用実施権等を含む。以下、この条において同じ。）を甲以外の第三者に移転しようとする場合（当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産

（知的財産権の移転）

第39条 乙は、この契約に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転しようとする場合（当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）には、事前に移転

業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。)には、事前に移転承認申請書(別記様式6)を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、移転先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

- 2 前項の規定により承認を得ようとするとき、乙は、乙が行う第35条から第42条まで、第49条及び第51条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 3 乙が第1項に基づき甲の承認を得た場合において、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれるときは、乙は、防衛省又は防衛装備庁が移転先となる当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結した後でなければ、移転してはならない。
- 4 乙は、当該知的財産権の移転を行なった場合には、遅滞なく、移転通知書(別記様式7)を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、乙が第1項に係る移転を行った場合、当該知的財産権の移転を受けた者に、当該知的財産権について、第35条第1項各号及び第3項から第5項まで、第36条から第42条まで、第49条並びに第51条の規定を遵守させるものとする。

(乙に帰属する知的財産権の実施許諾)

第41条 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合(当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により実施許諾先を変更する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合を除

承認申請書(別記様式4)を甲に提出し、承認を得るとともに、第36条から第41条まで及び第49条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 前項に基づき甲が承認した場合、当該知的財産権に秘密等が含まれる際において、防衛省又は防衛装備庁は乙が前項に係る移転を行う前に当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結しなければならない。
- 3 乙は前項の契約が必要な場合、当該契約が締結されたことを確認の上、第1項に係る移転を行うとともに、当該契約の有無によらず、移転を行なった場合には、遅滞なく、移転通知書(別記様式5)を甲に提出しなければならない。
- 4 乙が第1項に係る移転を行った場合、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第36条第1項各号及び第3項から第5項まで、第37条から第41条まで、第45条並びに第46条の規定を遵守するものとする。

(知的財産権の実施許諾)

第40条 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合(当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。)には、事前に実施許諾承認申請書(別記様

く。)には、事前に実施許諾承認申請書(別記様式8)を甲に提出し、承認を得るとともに、乙が行う第35条、第36条、本条及び第51条の規定の履行に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、実施許諾先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

なお、第35条第1項に基づき乙が申請した際に確約した同項第2号又は第3号の規定に基づき、甲が乙に甲の指定する第三者への許諾を求めた場合においては、当該甲の承認を得たものと見なす。この場合において、乙は、「実施許諾承認申請書」とあるのを「実施許諾報告書」と読み替えた書面により、甲に報告するものとする。

- 2 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等を設定しようとする場合(当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により専用実施権等の設定先を変更する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。)は、専用実施権等設定承認申請書(別記様式9)を甲に提出し、その承認を得るとともに、乙が行う第35条、第36条、本条及び第51条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、専用実施権等の設定先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

- 3 乙が前2項に基づき甲の承認を得た場合において、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれる

式6)を甲に提出し、承認を得るとともに、第36条、第37条、本条及び第49条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等の設定を許諾しようとする場合(当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。)は、専用実施権等設定承認申請書(別記様式7)を甲に提出し、その承認を得るとともに、第36条、第37条、本条及び第49条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 3 防衛省又は防衛装備庁は、前2項に基づく承認をした場合、当該知的財産権に秘密等が含まれる際は、乙が第三者に前2項に係る許諾を行う前に、当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結しなければならない。

とき、乙は、防衛省又は防衛装備庁が当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結した後でなければ、当該許諾をしてはならない。

(乙に帰属する知的財産権の放棄)

第42条 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認申請書(別記様式10)を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

(甲に帰属する著作物の取扱い)

第43条 第35条第2項又は第3項に該当する場合、乙は、甲の著作権が及ぶ新研究成果について、乙がその内容を公開又は第三者に開示しようとする場合、あらかじめ甲の許諾を得るものとする。ただし、既に当該新研究成果が公となっている場合は、この限りでない。また、乙が部外転用(防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について(防装庁(事)第291号。30.8.8。以下「部外転用通達」という。))第2項第3号に規定する部外転用をいう。以下同じ。)のため公開又は第三者に開示しようとしている場合は、第47条による。

2 乙は、前項の規定に基づき甲の許諾を得た後でなければ、当該新研究成果の内容を公開又は第三者に開示することができない。また、公開に際しては、第36条第5項の規定を準用する。

3 第35条第2項又は第3項に該当する場合、乙は、甲の著作権が及ぶ新研究成果について、乙が防衛省又は防衛装備庁に供する目的の場合において、複製、翻訳、変形、脚色その他翻案することができる。ただし、翻訳、変形、脚色その他翻案した二

(知的財産権の放棄)

第41条 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認申請書(別記様式8)を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

[条を加える。]

次的著作物の著作権は、甲に譲渡するものとする。また、当該二次的著作物は、この契約における新研究成果と見なすものとする。

(甲に帰属する産業財産権の管理)

第44条 第35条第2項又は第3項に該当する場合、乙はこの契約に係る産業財産権について、甲の要請に基づき、出願又は申請から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義（出願人名又は申請者名を防衛装備庁長官とする。）により行うものとする。

2 甲は、前項の場合においてこの契約に係る産業財産権の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあたっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、出願審査の請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

3 甲は、甲が承継した産業財産権の実施の許諾について乙が求めた場合、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した産業財産権の実施料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙が防衛省又は防衛装備庁に供する目的である場合、甲は、無償で乙に許諾できるものとする。

[条を削る。]

(産業財産権の管理)

第42条 第36条第2項に該当する場合、乙はこの契約に係る産業財産権について、出願又は申請から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義（出願人名又は申請者名を防衛装備庁長官とする。）により行うものとする。

2 甲は、前項の場合においてこの契約に係る産業財産権の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあたっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、出願審査の請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第43条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等がこの契約を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的

財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらをこの契約の実施に適用できる場合は、この限りではない。

(甲に帰属する技術資料の取扱い)

第45条 第35条第2項又は第3項に該当する場合、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利は、甲が有する。ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料は、その限りではない。

2 乙は、前項に規定する甲に提出された技術資料に含まれている乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。

3 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、第35条第2項又は第3項に該当する新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料に関係があるものに限る。）につき、必要に応じ、乙にその提出を求めることができるものとし、乙が提出したときは、甲は乙に実費を支払うものとする。この場合において、乙が甲に提出した当該技術資料は、第35条第2項に該当する新研究成果と見なし、その技術資料を利用及び処分する権利は、第1項のとおりとする。ただし、この期間は、仕様書等に別段の定めがある場合はこれによる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用する。

(技術資料の取扱い)

第44条 第36条第2項に該当する場合、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利は、甲が有する。ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料の利用及び処分に関する権利は、乙が有する。また、乙が第三者から提供を受けた技術資料のうち、引き続き当該第三者に利用及び処分に関する権利が帰属するものについては、当該第三者が権利を有する。

2 乙は、甲に提出された技術資料に含まれている乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。

3 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたものに関係があるものに限る。）につき、必要に応じ、乙にその提出を求めることができるものとし、乙が提出したときは、甲は乙に実費を支払うものとする。ただし、この期間は、仕様書等に別段の定めがある場合はこれによる。

4 第1項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用する。

5 甲は、この契約の履行中及び終了

5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条及び次条において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。

6 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書等又は第3項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有の技術資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは、乙に実費を支払うものとする。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。

7 甲は、甲がこの契約の履行に当たり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第5項の防衛省の業務に関係のある防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。

[条を削る。]

後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条及び次条において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。

6 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書等又は第3項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有の技術資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは、乙に実費を支払うものとする。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。

7 甲は、甲がこの契約の履行に当たり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第5項の防衛省の業務に関係のある防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。

（技術上の協力）

第45条 乙は、第36条第1項第1号及び第2号並びに第44条第5項及び第6項に基づき、防衛省又は防衛省のために第三者が、知的財産権を実施する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障の

ない限り適正な条件でこれに応じなければならない。

(甲に帰属する技術資料の利用)

第46条 甲は、乙が、甲が承継した技術資料の利用の許諾を求めた場合は、部外転用通達に規定する手続きに基づき承認するものとし、甲が承継した技術資料の利用料の支払いその他必要な事項は、部外転用通達に規定する部外転用契約により定めるものとする。

2 前項にかかわらず、乙は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、甲が承継した技術資料を無償で利用することができる。

(甲に帰属する技術資料の開示又は公開)

第47条 乙は、部外転用のため、甲に帰属する技術資料の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、部外転用通達に規定する手続きに基づき承認を申請するものとする

(成果の利用等)

第48条 第35条第1項の規定にかかわらず、乙は、甲に提出された新研究成果に係る知的財産権について、甲による当該新研究成果の利用に必要な範囲で、甲及び甲の指定する第三者が実施する権利を甲に無償で許諾したものとする。

2 乙は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された著作物（乙の固有の技術資料を除く。）の甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であ

(技術上の成果の利用)

第46条 甲は、乙が、甲が承継した知的財産権の実施の許諾を求めた場合は、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した知的財産権の実施料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項にかかわらず、乙は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、甲が承継した知的財産権を実施することができる。

(技術上の成果の開示又は公開)

第47条 乙は、甲が有する知的財産権の対象となる発明等の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。ただし、発明等については、当該発明等の内容が特許庁の発行する公報に掲載公開された後又はすでに公知の事実となったものとして甲が指定した後は、この限りでない。

[条を加える。]

るときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

(技術上の協力)

第49条 乙は、第35条第1項第2号及び第3号、第45条第5項及び第6項並びに前条第1項に基づき、甲及び甲が指定する第三者が知的財産権を実施する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障のない限り適正な条件でこれに応じなければならない。

(立証責任)

第50条 第39条及び第45条に規定する技術資料が乙の固有の技術資料であるか否か及びこの契約に基づく業務に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究成果に係るものであるか否かにつき甲乙間に争いを生じた場合の立証責任は、乙が負う。

(知的財産権の使用実績)

第51条 [略]

(知的財産権の管理報告)

第52条 乙は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書(別記様式11)を作成し、納期までに甲に提出するものとする。

- (1) 乙が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権(出願又は申請中のものを含む。)
- (2) 第39条第1項で定める新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料
- (3) 第45条第1項で定める甲に提出された技術資料に含まれる乙の固有の技術資料
- (4) 第39条第2項及び第45条第5項から第7項までの規定におけ

[条を加える。]

(立証責任)

第48条 第44条に規定する技術資料が乙の固有の技術資料であるか否か及びこの契約に基づく業務に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究成果に係るものであるか否かにつき甲乙間に争いを生じた場合の立証責任は、乙が負う。

(知的財産権の使用実績)

第49条 [同左]

(知的財産権の管理報告)

第50条 乙は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書(別記様式9)を作成し、納期までに甲に提出するものとする。

- (1) 乙が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権(出願又は申請中のものを含む。)
- (2) 第44条第1項で定める甲に提出された技術資料に含まれる乙の固有の技術資料及び同条第5項で定める乙の指定する技術資料

る、乙の指定する技術資料

(職務発明規定の整備)

第53条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等がこの契約を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらをこの契約の実施に適用できる場合は、この限りではない。

(再委託における準用)

第54条 [略]

(存続条項)

第55条 第35条から第51条までの規定は、これらの規定又は仕様書等に期間についての別段の定めがあるものを除き、この契約が終了し、又はこの契約が解除された後においても存続する。ただし、それぞれの知的財産権が消滅した場合、当該知的財産権に係る部分については、この限りでない。

第56条～第61条 [略]



[条を加える。]

(再委託における準用)

第51条 [同左]

(存続条項)

第52条 第35条から第42条まで及び第44条から第49条までの規定は、これらの規定又は仕様書等に期間についての別段の定めがあるものを除き、この契約が終了し、又はこの契約が解除された後においても存続する。ただし、それぞれの知的財産権が消滅した場合、当該知的財産権に係る部分については、この限りでない。

第53条～第58条 [同左]



別記様式 1

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産権の帰属に係る申請書

会社名 代表者名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官（又は分任支出負担行為担当官）（以下「甲」という。）に対し、下記 1 に掲げる契約に係る下記 2 の知的財産権を乙に継続して帰属させることの承認について、契約条項第 3 5 条第 1 項の規定に基づき申請します。

なお、申請に当たり、乙は、契約条項第 3 5 条第 1 項各号、同条第 3 項及び第 4 項、第 3 6 条から第 4 2 条まで並びに第 5 1 条の規定について、いずれも遵守することを甲に対し確約いたします。

記

1 ア 調達要求番号
イ 契約件（品）名
2 ア 知的財産権の種類
イ 対象とする新研究成果
ウ（その他必要事項を適宜追記）

(備考)
契約条項第 5 5 条の規定により、仕様書等に別段の定めをしている場合は、当該別段の定めに応じてこの様式の記載を修正すること（以下、別記様式 2 から別記様式 1 1 まで同じ。）。

別記様式 1

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産権の帰属に係る申請書

会社名 代表者名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官（又は分任支出負担行為担当官）（以下「甲」という。）に対し、下記 1 に掲げる委託契約に係る下記 2 の知的財産権を受ける権利を乙に継続して帰属させることの承認を申請します。

申請に当たり、下記 3 から 1 3 の事項を確約いたします。

記

1 ア 調達要求番号
イ 契約件（品）名
2 ア 知的財産権の種類
イ 発明等の名称
ウ 発明者等の住所・所属・氏名
エ アが産業財産権のいずれかに該当する場合、出願又は申請する国名
3 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果に係る国内及び国外における知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。

4 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

5 乙は、甲が上記 4 に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

6 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、当該知的財産権の実施を許諾しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成 1 2 年政令第 2 0 6 号）第 2 条第 3 項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。この場合において、乙は、3 から 1 3 までの事項に支障を与えないよう、当該知的財産権を移転し、当該知的財産権を実施する権利を許諾し、又は専用実施権等を設定若しくは移転する相手方に対し、必要な事項を約させる。

7 乙は、当該新研究成果を表した技術資料に、秘密等が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。

8 乙は、乙が解散して清算することとなった場合には、解散の前に知的財産権を甲に譲渡する。

9 乙は、当該知的財産権のうち、産業財産権の出願又は申請を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願又は申請を行った後、遅滞なく産業財産権出願通知書を甲に提出する。

10 乙は、産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和 3 5 年通商産業省令第 1 0 号）第 2 3 条第 6 項及び同規則様式第 2 6 備考 2 3 等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成 1 2 年法律第 4 4 号）第 1 7 条第 1 項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載する。

11 乙は、当該産業財産権の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書を甲に提出する。

12 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認依頼書を甲に提出し、承認を得るものとする。当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

13 乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

別記様式 2

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

著作物の公表又は第三者開示申請書

下記の契約に係る著作物の（公表
第三者への開示）について、契約条項第 3 6 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 著作物の件名
4 開示先

関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日
2 契約条項第 3 5 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

添付書類：公表又は第三者に開示しようとしている著作物

[様式を加える。]

別記様式 3

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願申請書

下記の契約に係る（特許の出願
実用新案登録の出願
意匠登録の出願
回路配置利用権の設定登録の申請）について、契約条項第 3 7 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 発明等の名称
4 発明者等の住所・所属・氏名
5 出願予定国名

関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日
2 契約条項第 3 5 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

添付書類： 1 発明等の概要を説明する資料
2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

[様式を加える。]

別記様式 4

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の契約に係る（特許の出願
実用新案登録の出願
意匠登録の出願
回路配置利用権の設定登録の申請）を行ったので、契約条

項第 3 8 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 発明等の名称
4 発明者等の住所・所属・氏名
5 出願日
6 出願番号
7 出願した国名

関連文書：別記様式 3 の発簡番号及び発簡年月日
添付書類：1 特許庁が発行した受領書（写）
2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

別記様式 2

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の委託契約に係る（特 許
実用新案登録
意 匠 登 録）の出願又は回路配置利用

権の設定の登録の申請を行ったので、契約条項第 3 8 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 発明等の名称
4 発明者等の住所・所属・氏名
5 出願日
6 出願番号
7 出願した国名

添付書類：特許又は実用新案登録のとき（願書、明細書、特許請求の範囲又は実用新案登録請求の範囲、図面、要約書）意匠登録のとき（願書、図面）、回路配置利用権のとき（申請書、図面又は写真）、受領書
関連文書：別記様式 1 の発簡番号

別記様式 5

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権の設定の登録通知書

下記の契約に係る（特許権
実用新案権
意匠権
回路配置利用権）の設定の登録を受けましたので、契約条

項第 3 8 条第 8 項の規定に基づき通知します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 発明等の名称
4 出願日
5 出願番号
6 産業財産権者
7 登録日
8 登録番号
9 登録した国名

関連文書：別記様式 4 の発簡番号及び発簡年月日

別記様式 3

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権の設定の登録通知書

下記の委託契約に係る（特 許 権
実 用 新 案 権
意 匠 権
回路配置利用権）の設定の登録を受けまし

たので、契約条項第 3 8 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 発明等の名称
4 出願日
5 出願番号
6 産業財産権者
7 登録日
8 登録番号
9 登録した国名

関連文書：別記様式 2 の発簡番号

別記様式 6

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について移転したいので、契約条項第 4 0 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
5 契約条項第 3 5 条から第 4 2 条まで、第 4 9 条及び第 5 1 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書案等）
6 移転の理由

関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日
2 契約条項第 3 5 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

別記様式 7

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転通知書

下記の契約に係る知的財産権について移転しましたので、契約条項第 4 0 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
5 移転日
6 移転先が契約条項第 3 5 条第 1 項各号及び第 3 項から第 5 項まで、第 3 6 条から第 4 2 条まで、第 4 9 条及び第 5 1 条の規定を遵守することを示す書面（移転契約の契約書の写し等）

関連文書：別記様式 6 の発簡番号及び発簡年月日

別記様式 4

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転承認申請書

下記の委託契約に係る知的財産権について移転したいので、契約条項第 3 9 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
5 契約条項第 3 6 条から第 4 1 条まで及び第 4 9 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書案等）
6 移転の理由

別記様式 5

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転通知書

下記の委託契約に係る知的財産権について移転しましたので、契約条項第 3 9 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
5 移転日
6 契約条項第 3 6 条から第 4 1 条まで及び第 4 9 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書の写し等）

別記様式 8

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

実施許諾承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について実施許諾を行いたいので、契約条項第 4 1 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
4 実施許諾先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
5 実施許諾の範囲（国・地域・期間・内容）
6 契約条項第 3 5 条、第 3 6 条、第 4 1 条及び第 5 1 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
7 承認を受ける理由

関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日
2 契約条項第 3 5 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

別記様式 6

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

実施許諾承認申請書

下記の委託契約に係る知的財産権について実施許諾を行いたいので、契約条項第 4 0 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
4 実施許諾先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
5 実施許諾の範囲（国・地域・期間・内容）
6 契約条項第 3 6 条、第 3 7 条、第 4 0 条及び第 4 9 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
7 承認を受ける理由

別記様式 9

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用実施権等設定承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について専用実施権等を設定したいので、契約条項第 4 1 条第 2 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類・番号・名称・国名
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
4 専用実施権等の範囲（国・地域・期間・内容）
5 設定を受ける者の名称（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
6 契約条項第 3 5 条、第 3 6 条、第 4 1 条及び第 5 1 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（専用実施権等の設定に係る契約の契約書案等）
7 承認を受ける理由

関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日
2 契約条項第 3 5 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

別記様式 7

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用実施権等設定承認申請書

下記の委託契約に係る知的財産権について専用実施権等を設定したいので、契約条項第 4 0 条第 2 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類・番号・名称・国名
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
4 専用実施権等の範囲（国・地域・期間・内容）
5 設定を受ける者の名称（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
6 契約条項第 3 6 条、第 3 7 条、第 4 0 条及び第 4 9 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（専用実施権等の設定に係る契約の契約書案等）
7 承認を受ける理由

別記様式 1 0

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

放棄承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について放棄を行いたいのので、契約条項第 4 2 条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
4 放棄予定日
5 放棄の理由

関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日
2 契約条項第 3 5 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

別記様式 1 1

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産管理報告書

下記の契約に係る知的財産権について、契約条項第 5 2 条の規定に基づき報告します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中を含む。）の名称・登録（出願）番号・権利者（出願人）・留意事項
4 乙の固有の技術資料の名称・番号・記載箇所・乙の固有の技術資料とする理由・著作権及び著作者人格権の許諾の指定

別記様式 8

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

放棄承認申請書

下記の委託契約に係る知的財産権について放棄を行いたいのので、契約条項第 4 1 条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
4 放棄予定日
5 放棄の理由

別記様式 9

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産管理報告書

下記の委託契約に係る知的財産権について、契約条項第 5 0 条の規定に基づき報告します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中を含む。）の名称・登録（出願）番号・権利者（出願人）・留意事項
4 乙の固有の技術資料の名称・番号・記載箇所・乙の固有の技術資料とする理由・著作権及び著作者人格権の許諾の指定

別紙様式第 5 0

知的財産の取扱いに関する特約条項

- (知的財産権等の定義)
- 第 1 条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するもの（以下「産業財産権」と総称する。）並びに著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国におけるこれに相当するもの（以下「著作権」と総称する。）
 - (2) 技術資料（技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。以下同じ。）を利用及び処分する権利
- 2 この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 発明
 - (2) 考案
 - (3) 意匠及びその創作
 - (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 6 0 年法律第 4 3 号）第 2 条第 2 項に規定する回路配置及びその創作
 - (5) 著作物及びその創作
 - (6) 技術資料及びその創作
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和 3 4 年法律第 1 2 1 号）第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法（昭和 3 4 年法律第 1 2 3 号）第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法（昭和 3 4 年法律第 1 2 5 号）第 2 条第 2 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、著作権法第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為及び技術資料を利用する行為をいう。
- 4 この契約書において「新研究成果」とは、この契約により生じる文書、図画又は図表に表すことができる技術上の成果をいう。
- 5 この契約書において「仕様書等」とは、仕様書又は参考として仕様書に添付された図面、見本若しくは図書をいう。
- 6 この契約書において「乙の固有の技術資料」とは、甲に知的財産権が帰属しない技術資料（乙が第三者から提供を受けた技術資料を含む。）のうち、新研究成果に該当しないものをいう。
- (知的財産権の帰属)
- 第 2 条 甲は、乙が次の各号、第 3 項及び第 4 項、次条から第 9 条まで並びに第 1 8 条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式 1）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第 2 号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。
- (1) 乙は、新研究成果が得られた場合には、遅滞なく、甲に当該新研究成果を報告する。

- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果についての当該知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。
 - (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成 1 2 年政令第 2 0 6 号）第 2 条第 3 項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - (5) この契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に秘密等（秘密保全に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 6 号）第 2 条第 1 項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成 2 7 年防衛装備庁訓令第 2 6 号）第 2 条第 1 項に規定する秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法（昭和 2 9 年法律第 1 6 6 号）第 1 条第 3 項に規定する特別防衛秘密並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）第 2 項第 1 号に規定する保護すべき情報をいう。以下同じ。）が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、又は前項の規定により知的財産権を乙から譲り受けないことを承認しない場合、乙から当該知的財産権（著作権法第 2 7 条及び第 2 8 条に掲げる権利を含む。）を譲り受けるものとする。
- 3 乙は第 1 項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権（著作権法第 2 7 条及び第 2 8 条に掲げる権利を含む。）を無償で甲に譲渡しなければならない。
- 4 第 1 項の規定に基づいて、甲が知的財産権を乙から譲り受けないことを承認した場合であっても、その後乙が解散して清算することとなった場合（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 4 7 5 条第 1 号に該当する場合）には、乙は、解散の前に知的財産権（著作権法第 2 7 条及び第 2 8 条に掲げる権利を含む。）を甲に譲渡しなければならない。
- 5 第 1 項から第 4 項までの規定は、乙が本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に譲け負わせ、その結果当該第三者が得た新研究成果についての知的財産権について準用する。この場合において、当該第三者が当該権利を自らに帰属させたい旨の申請を行う場合には、乙を通して行い、乙はこれに協力するものとする。
- (乙に帰属する著作物の公表の承認等)
- 第 3 条 乙は、前条第 1 項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けなかった新研究成果の内容を、公表又は第三者に開示（口述によるものを含む。また、次条に規定する産業財産権の出願又は設定登録の申請に伴うものを除く。以下、この条において同じ。）しようとするときは、事前に甲の承認を書面（別記様式 2）により申請しなければならない。

別紙様式第 5 0

知的財産の取扱いに関する特約条項

- (知的財産権等の定義)
- 第 1 条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するもの（以下「産業財産権」と総称する。）並びに著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国におけるこれに相当するもの（以下「著作権」と総称する。）
 - (2) 技術資料（技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。以下同じ。）を利用及び処分する権利
- 2 この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 発明
 - (2) 考案
 - (3) 意匠及びその創作
 - (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 6 0 年法律第 4 3 号）第 2 条第 2 項に規定する回路配置及びその創作
 - (5) 著作物及びその創作
 - (6) 技術資料及びその創作
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和 3 4 年法律第 1 2 1 号）第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法（昭和 3 4 年法律第 1 2 3 号）第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法（昭和 3 4 年法律第 1 2 5 号）第 2 条第 2 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、著作権法第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為及び技術資料を利用する行為をいう。
- 4 この契約書において「新研究成果」とは、この契約により生じる文書、図画又は図表に表すことができる技術上の成果をいう。
- 5 この契約書において「研究開発等」とは、研究、開発、改良、設計（設計変更を含む。）、試験、調査及びその他の委託性のある業務をいう。
- 6 この契約書において「仕様書等」とは、仕様書又は参考として仕様書に添付された図面、見本若しくは図書をいう。

- (新研究成果の報告)
- 第 2 条 乙は、この契約に基づく業務のうち、研究開発等であって、その履行に当たり甲の承認を得、甲と調整し、又は甲に報告することが、仕様書等で定められたものにおいて、新たに得られた新研究成果があった場合には、甲と調整の上、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。
- (知的財産権の帰属)
- 第 3 条 甲は、前条の報告後乙が次の各号、第 4 項、第 5 条から第 8 条まで及び第 1 6 条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式 1）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第 1 号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。
- (1) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果についての当該知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。
 - (2) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - (3) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成 1 2 年政令第 2 0 6 号）第 2 条第 3 項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - (4) この契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に秘密等（秘密保全に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 6 号）第 2 条第 1 項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成 2 7 年防衛装備庁訓令第 2

この場合において、乙は、仕様書等の定めにより既に甲に報告したものを除き、公表又は第三者に開示しようとしている著作物を当該書面に添えるものとする。ただし、前条第1項に基づき乙が申請した際に確約した同項第2号又は第3号の規定に基づき、甲が乙に甲の指定する第三者への開示を求めた場合においては、既に当該甲の承認を得たものとして見なす。

2 乙は、前項の規定に基づく申請に対する甲の承認を得た後でなければ、前条第1項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けないとした新研究成果の内容を公表又は第三者に開示してはならない。また、乙は、当該承認を受けたからといって、他の契約条項の定めを免れ得るものと捉えてはならない。

3 前2項の規定は、既に当該新研究成果が公となっている場合及び乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を請け負わせた第三者に開示する場合において、適用しない。また、当該著作権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、第三者への開示が当該知的財産権の活用には支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合であるとき、乙は、第2項の申請に替えて第三者に開示したことを遅滞なく甲に報告するものとし、甲による承認を要しない。ただし、開示先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

4 乙は、この契約の履行において生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、研究委託性のある請負契約による成果である旨を明示するものとする。

5 前条第1項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けないとした新研究成果の二次的著作物は、前条第1項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けないとしたこの契約の新研究成果と見なす。

(乙に帰属する産業財産権の出願に係る承認等)

第4条 乙は、この契約に係る産業財産権の出願又は設定登録の申請を行う場合は、事前に書面(別記様式3)により甲の承認を申請しなければならない。この場合において、乙は、出願又は設定登録の申請を行おうとしている発明等の内容について報告する以下の各号に掲げる資料(ただし、秘密等を含まないものに限る。)を当該書面に添えるものとする。

(1) 特許出願の場合は、発明の概要を説明する資料並びに特許法(昭和34年法律第121号)第36条に規定する願書、明細書、特許請求の範囲、図面及び要約書

(2) 実用新案登録出願の場合は、考案の概要を説明する資料並びに実用新案法(昭和34年法律第123号)第5条に規定する願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書

(3) 意匠登録出願の場合は、意匠の概要を説明する資料並びに意匠法(昭和34年法律第125号)第6条に規定する願書及び図面若しくは図面に代わる写真

(4) 回路配置利用権の設定登録の申請の場合は、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第3条第2項に規定する申請書並びに同条第3項に規定する図面若しくは写真、説明書及び資料

2 甲は、前項に基づく承認の申請の内容が発明の特許出願である場合において、当該発明の内容が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)第70条第1項に規定する保全指定を受けることを想定するのであれば出願を承認できると判断する場合、乙に対して同法第66条第2項前段の規定による申出を出願とともにに行い、同法第70

6号)第2条第1項に規定する秘密、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)第2項第1号に規定する保護すべき情報をいう。以下同じ。)が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、又は前項の規定により知的財産権を乙から譲り受けないことを承認しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲渡しなければならない。

4 第1項の規定に基づいて、甲が知的財産権を乙から譲り受けないことを承認した場合であっても、その後に乙が解散して清算することとなった場合(会社法(平成17年法律第86号)第475条第1号に該当する場合)には、乙は、解散の前に知的財産権(著作権法第27条及び第28条に掲げる権利を含む。)を甲に譲渡しなければならない。

5 第1項から第4項までの規定は、乙が本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、その結果当該第三者が得た新研究成果についての知的財産権について準用する。この場合において、当該第三者が当該権利を自らに帰属させたい旨の申請を行う場合には、乙を通して行い、乙はこれに協力するものとする。

(著作物の取扱い)

第4条 乙は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された著作物(乙の固有の技術資料(乙が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。)を除く。)について、著作人人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作権が乙以外の者であるときは、当該著作権が著作人人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

2 乙は、この契約の履行において生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、研究委託性のある請負契約による成果である旨を明示するものとする。

条第1項に規定する保全指定を受けることを想定した特許出願を行うこと及び第5条第4項の規定に従うことに同意するか、書面にて問うものとする。

3 前項に基づく甲の問いに対し、乙が同意する旨書面にて回答した場合、乙は、甲の指示に基づき、内閣府・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保が経済施策に基づく特許出願の非公開に関する命令(令和5年内閣府・経済産業省令第5号)第2条第1項に規定する申出書その他必要な書類を作成し、甲に提出しなければならない。

4 第2項に基づく甲の問いに対し、乙が同意しない旨書面にて回答した場合、乙は、甲の指示に基づき、経済安全保障推進法第70条第1項に規定する発明に該当しないよう出願内容を修正し、それを甲に提出しなければならない。

5 甲は、必要に応じて乙に出願内容の修正を指示することができ、また、乙は、甲の指示に基づき出願内容を修正の上、その出願内容を甲に提出しなければならない。また、前項の規定に基づく修正を含め、乙が第1項の規定に基づき甲の承認を申請したときに添えた発明等の内容を修正し、それを甲に提出した場合に、甲は、乙が提出した修正後の発明等の内容を第1項の規定に基づく乙の申請に添えられたものとして取扱う。

6 乙は、第1項に基づく甲への申請に対する甲の承認を得た後でなければ、第2条第1項の規定に基づき甲が産業財産権を譲り受けないとした新研究成果に関する産業財産権の出願又は設定登録の申請を行ってはならない。また、乙は、当該承認を受けたからといって、他の契約条項の定めを免れ得るものと捉えてはならない。

7 第2項に基づく甲の問いに対し乙が同意する旨書面にて回答していた場合において、乙は、前項の出願を行うとき、当該出願とともに第3項で作成した申出に係る書類を用いて経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行わなければならない。

8 乙は、第6項に係る産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則(昭和35年通商産業省令第10号)第23条第6項及び同規則様式第26備考23等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

9 第2項に該当する場合において、乙は、当該発明の内容を、経済安全保障推進法第67条第1項に記載された発明に該当する可能性の程度が高いものとして、適正に管理しなければならない。

(乙に帰属する産業財産権の出願後の手続)

第5条 乙は、前条第6項に規定する甲の承認を得た出願又は設定登録の申請を行った場合には、遅滞なく、産業財産権出願通知書(別記様式4)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前条第6項に規定する甲の承認を得た出願が経済安全保障推進法第67条第1項における保全審査に付された場合において、当該保全審査に付されたことの通知を受けたとき、その旨を甲に通知しなくてはならない。また、乙は、同条第10項に規定する書類の提出その他必要な措置を執らなければならない。

3 乙は、前項における必要な措置として、自衛隊(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する「自衛隊」をいう。)を経済安全保障推進法第67条第9項第2号に規定する事業者として同項に規定する書類に記載しなければならない。

4 乙は、前条第7項に基づき経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行った場合において、同法第71条に基づく内閣総理大臣からの保全指定しない旨の

(産業財産権の出願に係る承認等)

第5条 乙は、この契約に係る産業財産権の出願又は申請を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願又は申請を行った後、遅滞なく産業財産権出願通知書(別記様式2)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に係る産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則(昭和35年通商産業省令第10号)第23条第6項及び同規則様式第26備考23等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書(別記様式3)を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の移転)

第6条 乙は、この契約に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転しようとする場合(当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用には支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。)には、事前に移転承認申請書(別記様式4)を甲に提出し、承認を得るとともに、第3条から第8条まで及び第16条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約せなければならない。

2 前項に基づき甲が承認した場合、当該知的財産権に秘密等が含まれる際において、防衛省又は防衛装備庁は乙が前項に係る移転を行う前に当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結しなければならない。

3 乙は前項の契約が必要な場合、当該契約が締結されたことを確認の上、第1項に係る移転を行うとともに、当該契約の有無によらず、移転を行なった場合には、遅滞なく、移転通知書(別記様式5)を甲に提出しなければならない。

4 乙が第1項に係る移転を行った場合、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第3条第1項各号及び第3項から第5項まで、第4条から第8条まで、第12条並びに第13条の規定を遵守するものとする。

(知的財産権の実施許諾)

第7条 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許

通知を受けた場合は、速やかに、当該甲出をした特許出願を取り下げなければならない。また、乙は、当該取り下げについて甲に通知しなければならない。 5 乙は、前条第6項に規定する甲の承認を受けた出願が経済安全保障推進法第70条第1項における保全指定された旨の通知及び同法第77条第2項における保全指定を解除した旨の通知を受けた場合、その旨を甲に速やかに通知しなければならない。 6 乙は、前項における保全指定された旨の通知を受けた場合、経済安全保障推進法の定めを遵守し、指定特許出願人として必要な措置を執らなければならない。 7 乙は、第5項の保全指定をされた場合において、甲が当該保全指定を受けた発明を実施したい旨を乙に通知したとき、甲に対する経済安全保障推進法第73条第1項ただし書きに規定する許可を得るための手続をとらなければならない。 8 乙は、第1項に係る産業財産権の出願又は設定登録の申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書（別記様式5）を甲に提出しなければならない。 （乙に帰属する技術資料の取扱い） 第6条 乙は、第2条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けなかった新研究成果の内容を、この契約書若しくは仕様書等に基づき提出する場合又は同項に基づき乙が申請した際に確約した同項第1分の規定に基づき甲に報告する場合において、当該新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。 2 第1項の規定における新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料に関係があるものに限る。）について、第12条第3項の規定を準用する。この場合において、当該規定により提出された新研究成果に関する技術資料については、第2条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けなかった新研究成果に該当すると見なす。 3 前2項の規定における新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料の甲による利用について、第12条第5項から第7項までを準用する。 4 第2条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けなかった新研究成果の内容を、乙が公開又は第三者に開示しようとするときは、第3条第1項から第3項までの規定を準用する。 （乙に帰属する知的財産権の移転） 第7条 乙は、この契約に係る知的財産権（その専用実施権等を含む。以下、この条において同じ。）を甲以外の第三者に移転しようとする場合（当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）には、事前に移転承認申請書（別記様式6）を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、移転先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。 2 前項の規定により承認を得ようとするとき、乙は、乙が行う第2条から第9条まで、第16条及び第18条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。	諾しようとする場合（当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）には、事前に実施許諾承認申請書（別記様式6）を甲に提出し、承認を得るとともに、第3条、第4条、本条及び第16条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。 2 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等の設定を許諾しようとする場合（当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）は、専用実施権等設定承認申請書（別記様式7）を甲に提出し、その承認を得るとともに、第3条、第4条、本条及び第16条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。 3 防衛省又は防衛装備庁は、前2項に基づく承認をした場合、当該知的財産権に秘密等が含まれる際は、乙が第三者に前2項に係る許諾を行う前に、当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結しなければならない。 （知的財産権の放棄） 第8条 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認申請書（別記様式8）を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。 （産業財産権の管理） 第9条 第3条第2項に該当する場合、乙はこの契約に係る産業財産権について、出願又は申請から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義（出願人又は申請者名を防衛装備庁長官とする。）により行うものとする。 2 甲は、前項の場合においてこの契約に係る産業財産権の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあたっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、出願審査の請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。
--	---

3 乙が第1項に基づき甲の承認を得た場合において、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれるときは、乙は、防衛省又は防衛装備庁が移転先となる当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結した後でなければ、移転してはならない。 4 乙は、当該知的財産権の移転を行なった場合には、遅滞なく、移転通知書（別記様式7）を甲に提出しなければならない。 5 乙は、乙が第1項に係る移転を行った場合、当該知的財産権の移転を受けた者に、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項から第5項まで、第3条から第9条まで、第16条並びに第18条の規定を遵守させるものとする。 （乙に帰属する知的財産権の実施許諾） 第8条 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合（当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により実施許諾先を変更する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合を除く。）には、事前に実施許諾承認申請書（別記様式8）を甲に提出し、承認を得るとともに、乙が行う第2条、第3条、本条及び第18条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、実施許諾先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。 なお、第2条第1項に基づき乙が申請した際に確約した同項第2号又は第3号の規定に基づき、甲が乙の甲の指定する第三者への許諾を求めた場合においては、当該甲の承認を得たものと見なす。この場合において、乙は、「実施許諾承認申請書」とあるのを「実施許諾報告書」と読み替えた書面により、甲に報告するものとする。 2 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等を設定しようとする場合（当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により専用実施権等の設定先を変更する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）は、専用実施権等設定承認申請書（別記様式9）を甲に提出し、その承認を得るとともに、乙が行う第2条、第3条、本条及び第18条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、専用実施権等の設定先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。 3 乙が前2項に基づき甲の承認を得た場合において、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれるときは、乙は、防衛省又は防衛装備庁が当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結した後でなければ、当該許諾をしてはならない。 （乙に帰属する知的財産権の放棄） 第9条 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認申請書（別記様式10）を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。 （甲に帰属する著作権の取扱い） 第10条 第2条第2項又は第3項に該当する場合、乙は、甲の著作権が及ぶ新研究成果について、乙がその内容を公開又は第三者に開示しようとする場合、あらかじめ甲の許	（職務発明規定の整備） 第10条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等がこの契約を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に継承させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらをこの契約の実施に適用できる場合は、この限りではない。 （技術資料の取扱い） 第11条 第3条第2項に該当する場合、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利は、甲が有する。ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料の利用及び処分に関する権利は、乙が有する。また、乙が第三者から提供を受けた技術資料のうち、引き続き当該第三者に利用及び処分に関する権利が帰属するものについては、当該第三者が権利を有する。 2 乙は、甲に提出された技術資料に含まれている乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。 3 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたものに関係があるものに限る。）につき、必要に応じ、乙にその提出を求めることができるものとし、乙が提出したときは、甲は乙に実費を支払うものとする。ただし、この期間は、仕様書等に別段の定めがある場合はこれによる。 4 第1項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用する。 5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条及び次条において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。
--	---

諾を得るものとする。ただし、既に当該新研究成果が公となっている場合は、この限りでない。また、乙が部外転用（防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について（防装庁（事）第291号。30、8、8。以下「部外転用通達」という。）第2項第3号に規定する部外転用をいう。以下同じ。）のため公開又は第三者に開示しようとしている場合は、第14条による。 2 乙は、前項の規定に基づき甲の許諾を得た後でなければ、当該新研究成果の内容を公開又は第三者に開示することができない。また、公開に際しては、第3条第5項の規定を準用する。 3 第2条第2項又は第3項に該当する場合、乙は、甲の著作権が及ぶ新研究成果について、乙が防衛省又は防衛装備庁に供する目的の場合において、複製、翻訳、変形、脚色その他翻案することができる。ただし、翻訳、変形、脚色その他翻案した二次的著作物の著作権は、甲に譲渡するものとする。また、当該二次的著作物は、この契約における新研究成果と見なすものとする。 （甲に帰属する産業財産権の管理） 第11条 第2条第2項又は第3項に該当する場合、乙はこの契約に係る産業財産権について、甲の要請に基づき、出願又は申請から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義（出願人名又は申請者名を防衛装備庁長官とする。）により行うものとする。 2 甲は、前項の場合においてこの契約に係る産業財産権の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、出願審査の請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。 3 甲は、甲が承継した産業財産権の実施の許諾について乙が求めた場合、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した産業財産権の実施料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙が防衛省又は防衛装備庁に供する目的である場合、甲は、無償で乙に許諾できるものとする。 （甲に帰属する技術資料の取扱い） 第12条 第2条第2項又は第3項に該当する場合、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利は、甲が有する。ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料は、その限りではない。 2 乙は、前項に規定する甲に提出された技術資料に含まれている乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。 3 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、第2条第2項又は第3項に該当する新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料に関係があるものに限る。）につき、必要に応じ、乙にその提出を求めることができるものとし、乙が提出したときは、甲は乙に実費を支払うものとする。この場合において、乙が甲に提出した当該技術資料は、第2条第2項に該当する新研究成果と見なし、その技術資料を利用及び処分する権利は、第1項のとおりとする。ただし、この期間は、仕様書等に別段の定めがある場合はこれによる。 4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用する。	
5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条及び次条において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。 6 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書等又は第3項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有の技術資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは、乙に実費を支払うものとする。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。 7 甲は、甲がこの契約の履行に当たり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第5項の防衛省の業務に関係のある防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。 （甲に帰属する技術資料の利用） 第13条 甲は、乙が、甲が承継した技術資料の利用の許諾を求めた場合は、部外転用通達に規定する手続に基づき承認するものとし、甲が承継した技術資料の利用料の支払いその他必要な事項は、部外転用通達に規定する部外転用契約により定めるものとする。 2 前項にかかわらず、乙は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、甲が承継した技術資料を無償で利用することができる。 （甲に帰属する技術資料の開示又は公開） 第14条 乙は、部外転用のため、甲に帰属する技術資料の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、部外転用通達に規定する手続に基づき承認を申請するものとする。 （成果の利用等） 第15条 第2条第1項の規定にかかわらず、乙は、甲に提出された新研究成果に係る知的財産権について、甲による当該新研究成果の利用に必要な範囲で、甲及び甲の指定する第三者が実施する権利を甲に無償で許諾したものとする。 2 乙は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された著作物（乙の固有の技術資料を除く。）の甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作権が乙以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。 （技術上の協力） 第16条 乙は、第2条第1項第2号及び第3号、第12条第5項及び第6項並びに前条第1項に基づき、甲及び甲が指定する第三者が知的財産権を実施する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障のない限り適正な条件でこれに応じなければならない。 （立証責任）	

6 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書等又は第3項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有の技術資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは、乙に実費を支払うものとする。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。 7 甲は、甲がこの契約の履行に当たり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第5項の防衛省の業務に関係のある防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。 （技術上の協力） 第12条 乙は、第3条第1項第1号及び第2号並びに第11条第5項及び第6項に基づき、防衛省又は防衛省のために第三者が、知的財産権を実施する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障のない限り適正な条件でこれに応じなければならない。 （技術上の成果の利用） 第13条 甲は、乙が、甲が承継した知的財産権の実施の許諾を求めた場合は、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した知的財産権の実施料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。 2 前項にかかわらず、乙は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、甲が承継した知的財産権を実施することができる。 （技術上の成果の開示又は公開） 第14条 乙は、甲が有する知的財産権の対象となる発明等の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。ただし、発明等については、当該発明等の内容が特許庁の発行する公報に掲載公開された後又はすでに公知の事実となったものとして甲が指定した後は、この限りでない。 （立証責任） 第15条 第11条に規定する技術資料が乙の固有の技術資料であるか否か及びこの契約に基づく業務に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究成果に係るものであるか否かにつき甲乙間に争いを生じた場合の立証責任は、乙が負う。 （知的財産権の使用実績） 第16条 乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。 （知的財産権の管理報告） 第17条 乙は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書（別記様式9）を作成し、納期までに甲に提出するものとする。 (1) 乙が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中のものを含む。） (2) 第11条第1項で定める甲に提出された技術資料に含まれる乙の固有の技術資料及び同条第5項で定める乙の指定する技術資料 （再委託における準用） 第18条 乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、乙は、この特約条項の履行に支障を与えないよう、この特約条項の規定を準用した契約を当該第三者と締結しなければならない。 （存続事項） 第19条 第2条から第9条まで及び第11条から第16条までの規定は、これらの規定又は仕様書等に期間についての別段の定めがあるものを除き、この契約が終了し、又はこの契約が解除された後においても存続する。ただし、それぞれの知的財産権が消滅した場合、当該知的財産権に係る部分については、この限りでない。 （その他） 第20条 国際共同研究開発その他のこの特約条項の規定の適用に特段の支障がある場合、この特約条項の規定にかかわらず、仕様書等に別段の定めをすることができる。	
---	--

第17条 第6条及び第12条に規定する技術資料が乙の固有の技術資料であるか否か及びこの契約に基づく業務に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究成果に係るものであるか否かにつき甲乙間に争いを生じた場合の立証責任は、乙が負う。

(知的財産権の使用実績)

第18条 乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

(知的財産権の管理報告)

第19条 乙は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書（別記様式11）を作成し、納期までに甲に提出するものとする。

(1) 乙が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中のものを含む。）

(2) 第6条第1項で定める新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料

(3) 第12条第1項で定める甲に提出された技術資料に含まれる乙の固有の技術資料

(4) 第6条第2項及び第12条第5項から第7項までの規定における、乙の指定する技術資料

(職務発明規定の整備)

第20条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等がこの契約を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらをこの契約の実施に適用できる場合は、この限りではない。

(再委託における準用)

第21条 乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、乙は、この特約条項の履行に支障を与えないよう、この特約条項の規定を準用した契約を当該第三者と締結しなければならない。

(存続条項)

第22条 第2条から第18条までの規定は、これらの規定又は仕様書等に期間についての別段の定めがあるものを除き、この契約が終了し、又はこの契約が解除された後においても存続する。ただし、それぞれの知的財産権が消滅した場合、当該知的財産権に係る部分については、この限りでない。

(その他)

第23条 国際共同研究開発その他この特約条項の規定の適用に特段の支障がある場合、この特約条項の規定にかかわらず、仕様書等に別段の定めをすることができる。

別記様式1

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産権の帰属に係る申請書

会社名 代表者名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官（又は分任支出負担行為担当官）（以下「甲」という。）に対し、下記1に掲げる契約に係る下記2の知的財産権を乙に継続して帰属させることの承認について、知的財産の取扱いに関する特約条項第2条第1項の規定に基づき申請します。

なお、申請に当たり、乙は、知的財産の取扱いに関する特約条項第2条第1項各号、同条第3項及び第4項、第3条から第9条まで並びに第18条の規定について、いずれも遵守することを甲に対し確約いたします。

記

1 ア 調達要求番号
イ 契約件（品）名

2 ア 知的財産権の種類
イ 対象とする新研究成果
ウ（その他必要事項を適宜追記）

(備考)

知的財産の取扱いに関する特約条項第22条の規定により、仕様書等に別段の定めをしている場合は、当該別段の定めに応じてこの様式の記載を修正すること（以下、別記様式2から別記様式11まで同じ。）。

別記様式1

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿
(物別官室長 気付)

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産権の帰属に係る申請書

会社名 代表者名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官（又は分任支出負担行為担当官）（以下「甲」という。）に対し、下記1に掲げる契約に係る下記2の知的財産権を受ける権利を乙に継続して帰属させることの承認を申請します。

申請に当たり、下記3から13の事項を確約いたします。

記

1 ア 調達要求番号
イ 契約件（品）名

2 ア 知的財産権の種類
イ 発明等の名称
ウ 発明者等の住所・所属・氏名
エ アが産業財産権のいずれかに該当する場合、出願又は申請する国名

3 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果に係る国内及び国外における知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。

4 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要がある

としてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

5 乙は、甲が上記4に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

6 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、当該知的財産権の実施を許諾しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）第2条第3項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。この場合において、乙は、3から13までの事項に支障を与えないよう、当該知的財産権を移転し、当該知的財産権を実施する権利を許諾し、又は専用実施権等を設定若しくは移転する相手方に対し、必要な事項を約させる。

7 乙は、当該新研究成果を表した技術資料に、秘密等が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。

8 乙は、乙が解散して清算することとなった場合には、解散の前に知的財産権を甲に譲渡する。

9 乙は、当該知的財産権のうち、産業財産権の出願又は申請を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願又は申請を行った後、遅滞なく産業財産権出願通知書を甲に提出する。

10 乙は、産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項及び同規則様式第26備考23等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載する。

11 乙は、当該産業財産権の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書を甲に提出する。

12 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認依頼書を甲に提出し、承認を得るものとする。当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

13 乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

別記様式2

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

著作物の公表又は第三者開示申請書

下記の契約に係る著作物の（公表
第三者への開示）について、知的財産の取扱いに
関する特約条項第3条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 著作物の件名
4 開示先

関連文書：1 別記様式1の発簡番号及び発簡年月日
2 特約条項第2条第1項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡
年月日

添付書類：公表又は第三者に開示しようとしている著作物

別記様式3

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願申請書

下記の契約に係る（特許の出願
実用新案登録の出願
意匠登録の出願
回路配置利用権の設定登録の申請）について、知的財産の
取扱いに関する特約条項第4条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 発明等の名称
4 発明者等の住所・所属・氏名
5 出願予定国名

関連文書：1 別記様式1の発簡番号及び発簡年月日
2 特約条項第2条第1項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡
年月日

添付書類：1 発明等の概要を説明する資料
2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の
範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書、意匠登録
の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合
は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

別記様式2

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿
（物別官室長 気付）

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の契約に係る（特許
実用新案登録
意匠登録）の出願又は回路配置利用権の設定の
登録の申請を行ったので、知的財産の取扱いに関する特約条項第5条第1項の
規定に基づき通知します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 発明等の名称
4 発明者等の住所・所属・氏名
5 出願日
6 出願番号
7 出願した国名

添付書類：特許又は実用新案登録のとき（願書、明細書、特許請求の範囲又は実
用新案登録請求の範囲、図面、要約書）意匠登録のとき（願書、図面）、
回路配置利用権のとき（申請書、図面又は写真）、受領書

関連文書：別記様式1の発簡番号

別記様式3

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿
（物別官室長 気付）

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権の設定の登録通知書

下記の契約に係る（特許権
実用新案権
意匠権
回路配置利用権）の設定の登録を受けましたので、
知的財産の取扱いに関する特約条項第5条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 発明等の名称
4 出願日
5 出願番号
6 産業財産権者
7 登録日
8 登録番号
9 登録した国名

関連文書：別記様式2の発簡番号

別記様式 4

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の契約に係る（

特許の出願
実用新案登録の出願
意匠登録の出願
回路配置利用権の設定登録の申請

）を行ったので、知的財産の取扱いに関する特約条項第 5 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 発明等の名称
4 発明者等の住所・所属・氏名
5 出願日
6 出願番号
7 出願した国名

関連文書：別記様式 3 の発簡番号及び発簡年月日
添付書類：1 特許庁が発行した受領書（写）
2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

別記様式 5

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権の設定の登録通知書

下記の契約に係る（

特許権
実用新案権
意匠権
回路配置利用権

）の設定の登録を受けましたので、知的財産の取扱いに関する特約条項第 5 条第 8 項の規定に基づき通知します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 発明等の名称
4 出願日
5 出願番号
6 産業財産権者
7 登録日
8 登録番号
9 登録した国名

関連文書：別記様式 4 の発簡番号及び発簡年月日

別記様式 4

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿
（物別官室長 気付）

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について移転したいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第 6 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
5 知的財産の取扱いに関する特約条項第 3 条から第 8 条まで及び第 1 6 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書案等）
6 移転の理由

別記様式 5

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿
（物別官室長 気付）

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転通知書

下記の契約に係る知的財産権について移転しましたので、知的財産の取扱いに関する特約条項第 6 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名
4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
5 移転日
6 知的財産の取扱いに関する特約条項第 3 条から第 8 条まで及び第 1 6 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書の写し等）

別記様式 6

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について移転したいので、知的財産の取扱いに
関する特約条項第 7 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録
番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果
の件名
4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
5 知的財産の取扱いに関する特約条項第 2 条から第 9 条まで、第 1 6 条及び
第 1 8 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書
案等）
6 移転の理由

関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日
2 特約条項第 2 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡
年月日

別記様式 7

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

移転通知書

下記の契約に係る知的財産権について移転しましたので、知的財産の取扱い
に関する特約条項第 7 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録
番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果
の件名
4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
5 移転日
6 移転先が知的財産の取扱いに関する特約条項第 2 条第 1 項各号及び第 3 項
から第 5 項まで、第 3 条から第 9 条まで、第 1 6 条及び第 1 8 条の規定を遵守
することを示す書面（移転契約の契約書の写し等）

関連文書：別記様式 6 の発簡番号及び発簡年月日

別記様式 6

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿
（物別官室長 気付）

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

実施許諾承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について実施許諾を行いたいので、知的財産の
取扱いに関する特約条項第 7 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録
番号・登録した国名
4 実施許諾先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
5 実施許諾の範囲（国・地域・期間・内容）
6 知的財産の取扱いに関する特約条項第 3 条、第 4 条、第 7 条及び第 1 6 条の
規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
7 承認を受ける理由

別記様式 7

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿
（物別官室長 気付）

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用実施権等設定承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について専用実施権等を設定したいので、知的
財産の取扱いに関する特約条項第 7 条第 2 項の規定に基づき承認を申請しま
す。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類・番号・名称・国名
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録
番号・登録した国名
4 専用実施権等の範囲（国・地域・期間・内容）
5 設定を受ける者の名称（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
6 知的財産の取扱いに関する特約条項第 3 条、第 4 条、第 7 条及び第 1 6 条の
規定の適用に支障を与えないことを示す書面（専用実施権等の設定に係る契
約の契約書案等）
7 承認を受ける理由

別記様式 8

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

実施許諾承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について実施許諾を行いたいので、知的財産の
取扱いに関する特約条項第 8 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録
番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果
の件名
4 実施許諾先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
5 実施許諾の範囲（国・地域・期間・内容）
6 知的財産の取扱いに関する特約条項第 2 条、第 3 条、第 8 条及び第 1 8 条の
規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
7 承認を受ける理由

関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日
2 特約条項第 2 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡
年月日

別記様式 9

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用実施権等設定承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について専用実施権等を設定したいので、知的
財産の取扱いに関する特約条項第 8 条第 2 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類・番号・名称・国名
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録
番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果
の件名
4 専用実施権等の範囲（国・地域・期間・内容）
5 設定を受ける者の名称（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
6 知的財産の取扱いに関する特約条項第 2 条、第 3 条、第 8 条及び第 1 8 条の
規定の適用に支障を与えないことを示す書面（専用実施権等の設定に係る契
約の契約書案等）
7 承認を受ける理由

関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日
2 特約条項第 2 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡
年月日

別記様式 8

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿
（物別官室長 気付）

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

放棄承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について放棄を行いたいので、知的財産の取扱
いに関する特約条項第 8 条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録
番号・登録した国名
4 放棄予定日
5 放棄の理由

別記様式 9

発 簡 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿
（物別官室長 気付）

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産管理報告書

下記の契約に係る知的財産権について、知的財産の取扱いに関する特約条項
第 1 7 条の規定に基づき報告します。

記

1 調達要求番号
2 契約件（品）名
3 仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権
（出願又は申請中を含む。）の名称・登録（出願）番号・権利者（出願人）・留
意事項
4 乙の固有の技術資料の名称・番号・記載箇所・乙の固有の技術資料とする
理由・著作権及び著作者人格権の許諾の指定

別記様式 1 0	発簡番号 令和 年 月 日
支出負担行為担当官 分任支出負担行為担当官 殿	
住 所 会 社 名 代表者名 担当者名 連 絡 先	
放棄承認申請書	
下記の契約に係る知的財産権について放棄を行いたいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第 9 条の規定に基づき承認を申請します。	
記	
1 調達要求番号	
2 契約件（品）名	
3 ア 知的財産権の種類 イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名	
4 放棄予定日	
5 放棄の理由	
関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日 2 特約条項第 2 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日	

別記様式 1 1	発簡番号 令和 年 月 日
支出負担行為担当官 分任支出負担行為担当官 殿	
住 所 会 社 名 代表者名 担当者名 連 絡 先	
知的財産管理報告書	
下記の契約に係る知的財産権について、知的財産の取扱いに関する特約条項第 1 9 条の規定に基づき報告します。	
記	
1 調達要求番号	
2 契約件（品）名	
3 仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中を含む。）の名称・登録（出願）番号・権利者（出願人）・留意事項	
4 乙の固有の技術資料の名称・番号・記載箇所・乙の固有の技術資料とする理由・著作権及び著作者人格権の許諾の指定	

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。